



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

大阪労働局

Press Release

羽曳野労働基準監督署発表
令和8年 10 月 5 日

【照会先】
羽曳野労働基準監督署
電話
072-942-1308

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 (熱中症対策の義務化以降、全国初送検)

令和8年 10 月 5 日、羽曳野労働基準監督署(署長 ^{おおと たかし} 大戸 孝司)は、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) 株式会社堂領工建社 ^{どうりょうこうけんしゃ} (以下「被疑会社」という。)
所在地：大阪府羽曳野市野
事業内容：土木工事業
- (2) 同社代表取締役 A (以下「被疑者 A」という。)

2 違反条文

被疑会社、被疑者 A とともに

労働安全衛生法違反

- (1) 下記 3 (1) について

同法第 22 条第 2 号

同法第 27 条第 1 項

労働安全衛生規則第 612 条の 2 第 1 項

同法第 119 条第 1 号 (罰則)

同法第 122 条 (両罰)

- (2) 下記 3 (2) について

同法第 22 条第 2 号

同法第 27 条第 1 項

労働安全衛生規則第 612 条の 2 第 2 項

同法第 119 条第 1 号 (罰則)

同法第 122 条 (両罰)

(3) 下記3(3)について

同法第66条第1項

労働安全衛生規則第43条

同法第120条第1号(罰則)

同法第122条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者を指揮するとともに同社の衛生管理を行う者ですが、

- (1) 令和8年7月23日、被疑会社が元請会社として行う土木工事現場において、労働者Bに熱中症を生ずるおそれのある作業を行わせるに当たり、熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合の報告体制を整備し、周知しなかった疑いがあるものです。
- (2) 令和8年7月23日、被疑会社が元請会社として行う土木工事現場において、労働者Bに熱中症を生ずるおそれのある作業を行わせるに当たり、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、周知しなかった疑いがあるものです。
- (3) 令和8年4月27日、常時使用する労働者Bを雇い入れるとき、同人に対し、法で定める項目について医師による健康診断を行なっていない疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 本件では、労働者Bが、本件土木工事現場において、暑熱環境下で作業中に死亡したものです。
- (2) 上記3(1)及び(2)は、昨年、令和7年6月1日から施行された省令に係る内容ですが、この改正の経緯は、熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重篤化を防止し、死亡災害に至らせないよう、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定が設けられたものです。
- (3) 上記3(1)に係る送検は全国初事例、上記3(2)に係る送検は全国2例目となります。
- (4) 上記3(3)に係る雇入時の健康診断は、労働者を雇入れた際における適正配置、入職後の健康管理の基礎資料とするために設けられている規定です。
- (5) 適用法条文等は別紙1のとおり。
- (6) 関係資料は別紙2のとおり。

適用法条文等

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 (略)
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三～四 (略)

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者及び労働者と同じ場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 (略)

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行わなければならない。

2～5 (略)

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、(略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

(罰則)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項(第三十条の三第五項において準用する場合を含む。)、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第四項、第五十七条の四第一項、第五十九条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第六十六条の八の二第一項、第六十六条の八の四第一項、第八十七条第六項、第八十八条第一

項から第四項まで、第百一条第一項又は第百三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。

二～六 (略)

(両罰)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

(雇入時の健康診断)

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。)の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第一項第六号において「貧血検査」という。)
- 七 血清グルタミックオキサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミックピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマ-グルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)
- 八 低比重リポ蛋白_(たん) 白コレステロール(LDL コレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDL コレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。)
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白_(たん) 白の有無の検査(次条第一項第十号において「尿検査」という。)
- 十一 心電図検査

(熱中症を生ずるおそれのある作業)

第六百十二条の二 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体のコ却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

職場における熱中症による死傷者数の状況

【全国】（令和 7 年 確定値）

職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上の上業務上疾病者の数（以下合わせて「死傷者数」という。）は、2025 年に 1,803 人と、死傷者数について統計を取り始めた 2005 年以降、最多となった。うち、死亡者数は 19 人と、2024 年と比べ約 39%減少した。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2016 年～ 2025 年）

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,257 (31)	1,803 (19)

（人） ※（ ）内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

職場における熱中症による死傷者数の推移



職場における熱中症による死傷者数の状況

【大阪】（令和 7 年確定値）

令和 7 年の大阪府内の職場における熱中症による死亡者数は 2 人で、令和 6 年に比べ 7 人減少しているが、休業 4 日以上の死傷者数は 120 人で、令和 6 年に比べ 26 人増加し過去最多となっている。

職場における熱中症による死傷者数の推移

